

受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
第1章 総則	第1章 総則
(受託契約準則への準拠及び遵守)	(受託契約準則への準拠及び遵守)
第1条 (現行どおり)	第1条 (略)
2 (現行どおり)	2 (略)
3 本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と、法第 174 条第 1 項に基づきクリアリング機構の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、クリアリング機構と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。	3 本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関と、法第 174 条第 1 項に基づき当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、当該商品取引清算機関と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 「約定値段」とは、法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（以下「現物先物取引等」という。）が成立した呼値当たりの約定値段をいう。	(1) 「約定値段等」とは、法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（以下「現物先物取引等」という。）並びに同項第 4 号に掲げる取引（以下「オプション取引」という。）にあっては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、同項第 3 号に掲げる取引（以下「指値先物取引」）

新条文	旧条文
(2) 「取引単位の倍率」とは、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値をいう。	という。)にあっては、 <u>約定数値</u> をいう。
(3) 「総取引金額」とは、「約定値段」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。	(2) 「取引単位の倍率」とは、 <u>現物先物取引等及びオプション取引</u> にあっては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、 <u>指數先物取引</u> にあっては、取引単位当たりの数値を約定数値で除した数値をいう。
(4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の結了していない個別の取引に係る「約定値段」と計算日の最終約定値段(<u>クリアリング機構の業務方法書</u> に定める帳入値段をいう。以下同じ。)との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額から第11条の <u>2</u> の規定に基づき払い出し、又は振り替えた額を差し引いた額をいう。	(3) 「総取引金額」とは、「約定値段等」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。 (4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の結了していない個別の取引(<u>オプション取引を除く。</u>)に係る「約定値段等」と計算日の最終約定値段等(<u>業務規程</u> で定める帳入値段又は帳入数値をいう。以下同じ。)との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額から第11条の <u>3</u> の規定に基づき払い出し、又は振り替えた額を差し引いた額をいう。
(5) 「売買差損益金」とは、個別の取引について転売又は買戻しにより決済を結了した場合に生ずる損益金額のうち受託取引参加者と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。	(5) 「売買差損益金」とは、個別の取引について転売又は買戻しにより決済を結了した場合に生ずる損益金額のうち受託取引参加者と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。
<u>(削る)</u>	(6) 「オプション取引における未決済の取引代金」とは、委託に基づく売付け又は買付けが成立した場合のオプション取引の取引代金(第51条第1項第5号に規定するオプション取引の取引代金をいう。以下同じ。)及び委託に基づく権利行使に係る決済の場合における権利行使差金(同項第6号に規定する権利行使差金をいう。以下同じ。)の合計額のうち受託取引参加者と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。
(6) 「預り証拠金」とは、商品市場における取引につき、受託取引参加者が委託者から取引証拠金として差し入れ又は預託を受けた金銭及び第9条第1項に規定する充用有価証券等の合計額をいう。	(7) 「預り証拠金」とは、商品市場における取引につき、受託取引参加者が委託者から取引証拠金として差し入れ又は預託を受けた金銭、第9条第1項に規定する充用有価証券等及び第10条に規定する充用外貨

新条文	旧条文
<p>(7) 「受入証拠金の総額」とは、「預り証拠金」に「現金授受予定額」を加減して得た額をいう。</p> <p>(8) 「現金授受予定額」とは、「値洗損益金通算額」及び「売買差損益金」の合計額から、委託手数料（委託手数料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。）その他委託者が負担すべきものであって受託取引参加者が必要と認めた額を差し引いた額をいう。</p> <p>(9) 「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」が負である場合の当該額をいう。</p> <p>(10) 「取引証拠金維持額」とは、<u>クリアリング機構の商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則</u>（以下「証拠金規則」という。）に規定する委託者等の取引証拠金所要額をいう。</p> <p>(11) 「委託者証拠金」とは、「取引証拠金維持額」を下回らない範囲において受託取引参加者が定めた額をいう。</p> <p>(12) 「総額の不足額」とは、「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回っている場合の当該差額をいう。</p> <p>(13) 「現金不足額」とは、「預り証拠金」のうち金銭の額が「現金支払予定額」を下回っている場合の当該差額をいう。</p> <p>(14) 「預り証拠金余剰額」とは、「受入証拠金の総額」から、「委託者証拠金」及び「値洗損益金通算額」（益となる場合に限る。）の合計額を控除した額が正となる場合の当該額をいう。</p> <p>(15) 「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託</p>	<p>の合計額をいう。</p> <p>(8) 「受入証拠金の総額」とは、「預り証拠金」に「現金授受予定額」を加減して得た額をいう。</p> <p>(9) 「現金授受予定額」とは、「値洗損益金通算額」、「売買差損益金」及び「オプション取引における未決済の取引代金」の合計額から、委託手数料（委託手数料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。）その他委託者が負担すべきものであって受託取引参加者が必要と認めた額を差し引いた額をいう。</p> <p>(10) 「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」が負である場合の当該額をいう。</p> <p>(11) 「取引証拠金維持額」とは、<u>清算機構（法第 167 条の許可を受けた株式会社日本商品清算機構をいう。以下同じ。）の取引証拠金等に関する規則</u>に規定する委託者の取引証拠金維持額をいう。</p> <p>(12) 「委託者証拠金」とは、「取引証拠金維持額」を下回らない範囲において受託取引参加者が定めた額をいう。</p> <p>(13) 「総額の不足額」とは、「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回っている場合の当該差額をいう。</p> <p>(14) 「現金不足額」とは、「預り証拠金」のうち金銭の額が「現金支払予定額」を下回っている場合の当該差額をいう。</p> <p>(15) 「預り証拠金余剰額」とは、「受入証拠金の総額」から、「委託者証拠金」及び「値洗損益金通算額」（益となる場合に限る。）の合計額を控除した額が正となる場合の当該額をいう。</p> <p>(16) 「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託</p>

新条文	旧条文
<p>取引参加者（清算参加者である場合に限る。口において同じ。）を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭並びに第9条第1項に規定する有価証券及び倉荷証券（以下この号から第18号までにおいて「金銭等」という。）</p> <p>ロ 商品市場における取引について、取次委託者がその代理人である取次者及び受託取引参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ハ 商品市場における取引について、清算取次委託者がその代理人である非清算参加者である受託取引参加者（以下「非清算参加者受託取引参加者」という。）及び当該非清算参加者受託取引参加者の指定清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ニ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その代理人である清算取次者、非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p><u>(16)</u> 「委託証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、委託者が、その旨の同意を行った上で、受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。口及びハにおいて同じ。）に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である取次者を通じて受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証</p>	<p>取引参加者（清算参加者である場合に限る。口において同じ。）を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭並びに第9条第1項に規定する有価証券及び倉荷証券並びに第10条に規定する充用外貨（以下この号から第19号までにおいて「金銭等」という。）</p> <p>ロ 商品市場における取引について、取次委託者がその代理人である取次者及び受託取引参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ハ 商品市場における取引について、清算取次委託者がその代理人である非清算参加者である受託取引参加者（以下「非清算参加者受託取引参加者」という。）及び当該非清算参加者受託取引参加者の指定清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ニ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その代理人である清算取次者、非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p><u>(17)</u> 「委託証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、委託者が、その旨の同意を行った上で、受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。口及びハにおいて同じ。）に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である取次者を通じて受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証</p>

新条文	旧条文
<p>拠金として<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ハ 商品市場における取引について、取次者が、取次委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ニ 商品市場における取引について、清算取次委託者が、その旨の同意を行った上で、非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ホ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である清算取次者を通じて非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ヘ 商品市場における取引について、清算取次者が、清算取次者に対する委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p>	<p>拠金として<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ハ 商品市場における取引について、取次者が、取次委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ニ 商品市場における取引について、清算取次委託者が、その旨の同意を行った上で、非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ホ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である清算取次者を通じて非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p> <p>ヘ 商品市場における取引について、清算取次者が、清算取次者に対する委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p>
<p>(17) 「取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、取次委託者がその旨の同意を行</p>	<p>(18) 「取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、取次委託者がその旨の同意を行</p>

新条文	旧条文
<p>った上で取次者に預託し、当該取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。以下この号において同じ。）を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p>	<p>った上で取次者に預託し、当該取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。以下この号において同じ。）を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p>
<p>□ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、取次者に預託し、当該取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p>	<p>□ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、取次者に預託し、当該取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として受託取引参加者に預託し、当該受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p>
<p><u>(18) 「清算取次証拠金」</u>とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者がその旨の同意を行った上で清算取次者に預託し、当該清算取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p>	<p><u>(19) 「清算取次証拠金」</u>とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者がその旨の同意を行った上で清算取次者に預託し、当該清算取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である非清算参加者受託取引参加者及び指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p>
<p>□ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、清算取次者に預託し、当該清算取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>クリアリング機構</u>に預託した上で管理される金銭等</p>	<p>□ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、清算取次者に預託し、当該清算取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として非清算参加者受託取引参加者に預託し、当該非清算参加者受託取引参加者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて<u>商品取引清算機関</u>に預託した上で管理される金銭等</p>
<p><u>(19) 「仮委託手数料」</u>とは、受託取引参加者が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日（<u>クリアリング機構</u>が定める計算区</p>	<p><u>(20) 「仮委託手数料」</u>とは、受託取引参加者が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日（<u>清算機構</u>が定める計算区域ごとの</p>

新条文	旧条文
<p>域ごとの日をいう。)において、決済の結了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。</p> <p>(20) 「仮差引損益金通算額」とは、「値洗損益金通算額」から「仮委託手数料」を控除した額をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(21) 「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。</p> <p>(22) 「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。)をいう。</p> <p>(23) 「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。</p> <p>(24) 「清算参加者」とは、法第174条第1項の規定に基づき、<u>クリアリング機構</u>の業務方法書の定めるところにより、<u>クリアリング機構</u>の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた者をいう。</p> <p>(25) 「非清算参加者」とは、<u>クリアリング機構</u>の業務方法書の定めるところにより、<u>当該クリアリング機構</u>の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられていない者をいう。</p> <p>(26) 「指定清算参加者」とは、非清算参加者が商品市場における取引を行う商品市場に係る清算資格を有する他社清算参加者の中で、当該非清算参加者がその商品清算取引を常に委託する者として清算受託契約を締結する者をいう。</p>	<p>日をいう。)において、決済の結了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。</p> <p>(21) 「仮差引損益金通算額」とは、「値洗損益金通算額」から「仮委託手数料」を控除した額をいう。</p> <p>(22) 「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。</p> <p>(23) 「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。</p> <p>(24) 「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者(清算取次者を除く。)をいう。</p> <p>(25) 「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。</p> <p>(26) 「清算参加者」とは、法第174条第1項の規定に基づき、<u>商品取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、<u>当該商品取引清算機関</u>の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた者をいう。</p> <p>(27) 「非清算参加者」とは、<u>商品取引清算機関</u>の業務方法書の定めるところにより、<u>当該商品取引清算機関</u>の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられていない者をいう。</p> <p>(28) 「指定清算参加者」とは、非清算参加者が商品市場における取引を行う商品市場に係る清算資格を有する他社清算参加者の中で、当該非清算参加者がその商品清算取引を常に委託する者として清算受託契約を締結する者をいう。</p>

第2章 取引の受託

第2章 取引の受託

新条文	旧条文
<p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) 取引の種類 (2) 上場商品構成品の種類 (3) 限月 (4) 売付け又は買付けの区別 (5) 新規又は仕切りの区別 (6) 枚数 (7) 注文の種類の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。） (8) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び値段を指定する注文の場合はその値段 (9) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項 2 (現行どおり)</p> <p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の3 受託取引参加者は、法第2条第25項に規定する特定委託者（法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第2条第26項に規定する特定当業者（法第197条の8第2項において準用する法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項において準用する法第197条の5第4項又は第6項の規定</p>	<p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) 取引の種類 (2) 上場商品構成品又は上場商品指指数の種類 (3) 限月 (4) 売付け又は買付けの区別 (5) 新規又は仕切りの区別 (6) 枚数 (7) 注文の種類の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。） (8) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び値段又は約定数値を指定する注文の場合はその値段又は約定数値 (9) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項 2 (略)</p> <p>(特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第6条の3 受託取引参加者は、法第2条第25項に規定する特定委託者（法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第2条第26項に規定する特定当業者（法第197条の8第2項において準用する法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項において準用する法第197条の5第4項又は第6項の規定</p>

新条文	旧条文
<p>により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。)が、第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、値段を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（値段に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（以下「特定同意」という。）の範囲内で受託取引参加者が定めることができる内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p>	<p>により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。)が、第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、値段<u>又は約定数値</u>を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（<u>値段又は約定数値</u>に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（以下「特定同意」という。）の範囲内で受託取引参加者が定めることができる内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p>
<p>2 受託取引参加者は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項（第8号にあっては、値段を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、値段に限る。）の一方について同意（第8号については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託取引参加者が定めることができる内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p>	<p>2 受託取引参加者は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項（第8号にあっては、値段<u>又は約定数値</u>を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、<u>値段又は約定数値</u>に限る。）の一方について同意（第8号については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託取引参加者が定めることができる内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。</p>
<h3 data-bbox="512 1086 720 1117">第3章 証拠金</h3> <p>(取引証拠金の差し入れ又は預託)</p> <p>第7条 受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた取引証拠金を、当該委託者の代理人として<u>クリアリング機構</u>に預託しなければならない。</p>	<h3 data-bbox="1513 1086 1742 1117">第3章 証拠金</h3> <p>(取引証拠金の差し入れ又は預託)</p> <p>第7条 受託取引参加者は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた取引証拠金を、当該委託者の代理人として<u>清算機構</u>に預託しなければならない。</p>

新条文	旧条文
2～5 (現行どおり)	2～5 (略)
(代理人)	(代理人)
第8条 委託者は、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）を代理人として、 <u>クリアリング機構</u> に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻を行うものとする。	第8条 委託者は、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）を代理人として、 <u>清算機構</u> に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻を行うものとする。
2 委託者は、 <u>クリアリング機構</u> に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻については、前項の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）以外の者を代理人としないものとする。また、委託者は、当該代理人の解任をしないものとする。	2 委託者は、 <u>清算機構</u> に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻については、前項の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）以外の者を代理人としないものとする。また、委託者は、当該代理人の解任をしないものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、 <u>クリアリング機構の業務方法書</u> に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉の全部又は一部について、 <u>決済不履行の場合における措置</u> が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。	3 前2項の規定にかかわらず、 <u>本所の業務規程</u> に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉の全部又は一部について、 <u>違約受渡玉及び違約中間玉の処理</u> が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。
(有価証券等の充用)	(有価証券等の充用)
第9条 (現行どおり)	第9条 (略)
2 前項の充用有価証券等の種類、銘柄及び充用価格その他充用有価証券等について必要と認められる事項は、 <u>クリアリング機構</u> が定めるところによるものとする。	2 前項の充用有価証券等の種類、銘柄及び充用価格その他充用有価証券等について必要と認められる事項は、 <u>清算機構</u> が定めるところによるものとする。
3 (現行どおり)	3 (略)

新条文	旧条文
<p>4 委託者は、第1項で定める法第101条第3項に規定する有価証券につき、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定するところにより当該有価証券に表示されるべき権利の振替を行う場合であって、受託取引参加者が認めるときは、<u>クリアリング機構</u>が指定する者において委託者の口座及び当該代理人である受託取引参加者の口座を開設し、当該代理人である受託取引参加者の口座を経て<u>クリアリング機構</u>との間の振替を行う契約を締結するものとする。</p>	<p>4 委託者は、第1項で定める法第101条第3項に規定する有価証券につき、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定するところにより当該有価証券に表示されるべき権利の振替を行う場合であって、受託取引参加者が認めるときは、<u>清算機構</u>が指定する者において委託者の口座及び当該代理人である受託取引参加者の口座を開設し、当該代理人である受託取引参加者の口座を経て<u>清算機構</u>との間の振替を行う契約を締結するものとする。</p>
<p>(通貨の種類)</p> <p>第10条 取引証拠金は、<u>クリアリング機構の証拠金規則において定める通貨</u>に限り差し入れ又は預託することができる。</p>	<p>(外貨の充用)</p> <p>第10条 取引証拠金は、<u>受託取引参加者が認める場合には、外貨をもって、これに充てることができるものとする。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委託者と受託取引参加者との間における金銭の授受は、受託取引参加者が同意した場合には、委託者が指定する外貨により行うことができるものとする。</p>	<p>2 前項の<u>外貨</u>（以下「充用外貨」という。）の種類、充用価格その他充用外貨について必要な事項は、<u>清算機構が定めるところによるものとする。</u></p>
<p>(取引証拠金の差し入れの猶予)</p> <p>第10条の2 委託者は、<u>クリアリング機構の承認を受け銀行等（省令第44条に定める銀行等をいう。）と直接預託LG契約（クリアリング機構の証拠金規則に規定する直接預託LG契約をいう。以下同じ。）を締結し、クリアリング機構に届け出ることができる。</u></p>	<p>(取引証拠金の差し入れの猶予)</p> <p>第10条の2 委託者は、<u>清算機構の承認を受け銀行等（省令第44条に定める銀行等をいう。）と直接預託LG契約（清算機構の取引証拠金等に関する規則に規定する直接預託LG契約をいう。以下同じ。）を締結し、清算機構に届け出ることができる。</u></p>
<p>2、3 （現行どおり）</p> <p>4 前3項のほか、直接預託LG契約に基づく取引証拠金の差し入れの猶予については、<u>クリアリング機構の定めるところによる。</u></p>	<p>2、3 （略）</p> <p>4 前3項のほか、直接預託LG契約に基づく取引証拠金の差し入れの猶予については、<u>清算機構の定めるところによる。</u></p>
<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)</p>	<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)</p>

新条文	旧条文
<p>第11条 受託取引参加者は、総額の不足額又は現金不足額が発生したときは、委託者に対し、速やかにその不足額の発生及び差し入れ又は預託すべき額を通知しなければならない。</p>	<p>第11条 受託取引参加者は、総額の不足額又は現金不足額が発生したときは、委託者に対し、速やかにその不足額の発生及び差し入れ又は預託すべき額を通知しなければならない。</p>
<p>2 委託者は、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日（クリアリング機構が定める計算区域ごとの日をいう。）の翌営業日（委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日）のクリアリング機構が定める預託时限までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等をもって充てることができないものとする。</p>	<p>2 委託者は、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日（清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。）の翌営業日（委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日）正午までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、クリアリング機構の証拠金規則第8条に規定するリスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げが行われた場合であって、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者。以下この条において同じ。）が自己の金銭をもって当該引上げ額に相当する額をクリアリング機構に預託することについて当該委託者（当該委託者が取次者である場合は、その取次委託者）との間で合意し、クリアリング機構にその旨を申請したときは、当該額を取引証拠金所要額から控除することができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第11条の2 削除</p>
<p>(計算上の利益額の払出し等)</p>	<p>(計算上の利益額の払出し等)</p>
<p>第11条の2 (現行どおり)</p>	<p>第11条の3 (略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (略)</p>

新条文	旧条文
<p>(取引証拠金預り証の発行)</p> <p>第13条 受託取引参加者は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所において取引証拠金預り証（以下この条において「預り証」という。）を発行しなければならない。その発行については、金銭にあっては差し入れ又は預託を受けたその金額（外貨にあっては、差し入れ又は預託を受けた額及びクリアリング機構が定めるところにより円貨に換算した額）を、充用有価証券等にあっては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を記載する方式により行うものとする。</p> <p>2～4　（現行どおり）</p>	<p>(取引証拠金預り証の発行)</p> <p>第13条 受託取引参加者は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、当該委託者に対して、受託取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所において取引証拠金預り証（以下この条において「預り証」という。）を発行しなければならない。その発行については、金銭にあっては差し入れ又は預託を受けたその金額を、充用有価証券等にあっては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨にあっては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類、額及び充用価格を記載する方式により行うものとする。</p> <p>2～4　（略）</p>
<p style="text-align: center;">第4章 反対売買又は受渡しによる決済等</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託取引参加者は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2　（現行どおり）</p> <p>3　受託取引参加者は、委託を受けた取引（現金決済先物取引を除く。次項において同じ。）で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後4時までにその指示がないときは、当該日時以</p>	<p style="text-align: center;">第4章 反対売買又は受渡しによる決済等</p> <p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託取引参加者は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。</p> <p>2　（略）</p> <p>3　受託取引参加者は、委託を受けた取引（現金決済先物取引及び指数先物取引を除く。次項において同じ。）で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後4時までにその指示がないと</p>

新条文	旧条文
<p>降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p>	<p>きは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（当月限納会日の属する月の 15 日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後 4 時までにその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（<u>一般大豆及びとうもろこしにあっては、当月限納会日の属する月の 1 日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいい、その他の商品にあっては、当月限納会日の属する月の 15 日（休業日である場合は順次繰り上げる。）</u>をいう。以下同じ。）に委託者から受託取引参加者が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後 4 時までにその指示がないとき又はその指示が受託取引参加者が定める決済方法と異なるものであるときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p>
<p>5 第 1 項の規定は、前条第 1 項、本条第 3 項若しくは第 4 項、次条第 2 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3、<u>第 24 条の 4、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 37 条の 2、第 49 条第 4 項、第 50 条第 4 項、第 53 条又は第 63 条第 3 号</u>の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>	<p>5 第 1 項の規定は、前条第 1 項、本条第 3 項若しくは第 4 項、次条第 2 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 37 条の 2、<u>第 45 条第 4 項、第 46 条第 4 項又は第 47 条の 2</u>の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>
<p>(受渡しによる決済)</p>	<p>(受渡しによる決済)</p>
<p>第 16 条 （現行どおり）</p>	<p>第 16 条 （略）</p>
<p>2 （現行どおり）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 アルミニウム市場において、受託取引参加者が適當と認める者にあっては、本条第 1 項の規定にかかわらず、当月限納会日の翌営業日正午までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方である委託者は買付けに係る受渡代金を受託取引参加者に差し入れることができる。</p>	<p>3 <u>ゴム市場、貴金属市場及びアルミニウム市場</u>において、受託取引参加者が適當と認める者にあっては、本条第 1 項の規定にかかわらず、当月限納会日の翌営業日正午までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方である委託者は買付けに係る受渡代金を受託取引参加者に</p>

新条文	旧条文
<p>4、5 (現行どおり)</p> <p>6 アルミニウム市場において、委託者は、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、当月限納会日から起算して2営業日前までに、その旨を受託取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。</p>	<p>差し入れができる。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>6 ゴム市場、貴金属市場及びアルミニウム市場において、委託者は、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、当月限納会日から起算して2営業日前までに、その旨を受託取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>
(委託手数料)	(委託手数料)
<p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、第24条の3、<u>第24条の4</u>、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第49条第4項、第<u>50</u>条第4項、<u>第53</u>条又は第<u>63</u>条第3号の規定による取引の処分を含む。）及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。</p>	<p>第17条 委託者は、取引が成立した場合（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、前条第2項、第24条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第<u>45</u>条第4項、第<u>46</u>条第4項又は第<u>47</u>条の2の規定による取引の処分を含む。）及び受託取引参加者が定める場合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受託取引参加者に支払うものとする。</p>
(差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)	(差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)
<p>第18条 受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。</p> <p>2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取</p>	<p>第18条 受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、<u>充用外貨</u>その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。</p> <p>2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取</p>

新条文	旧条文
<p>引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第 12 条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等その他の物を担保として留保する。</p>	<p>引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第 12 条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等、<u>充用外貨</u>その他の物を担保として留保する。</p>
<p>3 受託取引参加者は、取引に係る委託者の債務につき、委託者が受託取引参加者の指定した日から起算して 10 営業日以内に債務を弁済しないときは、第 1 項の預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額については第 12 条の規定に準じて当該委託者に返還し、不足額については当該委託者がこれを受託取引参加者の指定する日時までに受託取引参加者に支払うものとする。</p>	<p>3 受託取引参加者は、取引に係る委託者の債務につき、委託者が受託取引参加者の指定した日から起算して 10 営業日以内に債務を弁済しないときは、第 1 項の預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、<u>充用外貨</u>その他の物をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額については第 12 条の規定に準じて当該委託者に返還し、不足額については当該委託者がこれを受託取引参加者の指定する日時までに受託取引参加者に支払うものとする。</p>
<p>4～7 (現行どおり)</p>	<p>4～7 (略)</p>
<h2>第 5 章 委託者に対する通知等</h2>	<h2>第 5 章 委託者に対する通知等</h2>
<p>(取引成立の通知)</p>	<p>(取引成立の通知)</p>
<p>第 19 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第 220 条第 1 項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第 109 条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p>	<p>第 19 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第 220 条第 1 項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第 109 条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p>
<p>(1) 取引の種類 (2) 上場商品構成品 (3) 委託の指示を受けた日時</p>	<p>(1) 取引の種類 (2) 上場商品構成品<u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</u> (3) 委託の指示を受けた日時</p>

新条文	旧条文
(4) 限月	(4) 限月 <u>(限日現金決済先物取引（業務規程に定める「限日現金決済先物取引」をいう。以下同じ。）及びオプション取引を除く。)</u>
(5) 売付け又は買付けの区別	(5) 売付け又は買付けの区別
(6) 新規又は仕切りの区別	(6) 新規又は仕切りの区別
(7) 取引の成立した日時	(7) 取引の成立した日時
(8) 売買枚数	(8) 売買枚数
(9) 成立した取引の約定値段（仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段を含む。）	(9) 成立した取引の約定値段等（仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段等を含む。）
(10) 成立した取引の総取引金額	(10) 成立した取引の総取引金額
(11) 値洗損益金通算額	(11) 値洗損益金通算額
(12) 委託手数料及び仮委託手数料	(12) 委託手数料及び仮委託手数料
<u>(削る)</u>	<u>(13) オプション取引の取引代金及び権利行使差金</u>
<u>(13) 仮差引損益金通算額</u>	<u>(14) 仮差引損益金通算額 <u>(オプション取引を除く。)</u></u>
<u>(14) 売買差損益金</u>	<u>(15) 売買差損益金 <u>(オプション取引を除く。)</u></u>
<u>(15) 預り証拠金の残高</u>	<u>(16) 預り証拠金の残高</u>
2～4 (現行どおり)	2～4 (略)
(委託者に対する定期的な残高の照合等)	(委託者に対する定期的な残高の照合等)
第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を	第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を

新条文	旧条文
<p>受けなければならない。</p> <p>(1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等及びこれらの合計額を明らかにし、<u>外貨については、クリアリング機構が定めるところにより円貨に換算した額を、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を明らかにすること。)</u></p> <p>(2) 委託者証拠金の額</p> <p>(3) 決済が結了していない取引の内訳等</p> <p>イ 取引の種類</p> <p>ロ 上場商品構成品</p> <p>ハ 限月</p> <p>ニ 売付け又は買付けの区別</p> <p>ホ 取引の成立した年月日</p> <p>ヘ 売買枚数</p> <p>ト 約定値段</p> <p>チ 値洗損益金通算額</p> <p>(4) 受入証拠金の総額</p> <p>(5) 預り証拠金余剰額</p> <p>(6) 計算上の利益額の払出し等を行う場合にあってはその可能額</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>(取引の処分通知)</p> <p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、次条、第24条の2、第24条の3、<u>第24条の4、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、第49条第4項、第50条第4項、第53条又は第63条第3号</u>の規定による処分につ</p>	<p>受けなければならない。</p> <p>(1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等及び<u>充用外貨並びに</u>これらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、<u>充用外貨については、その種類及び充用価格を</u>明らかにすること。)</p> <p>(2) 委託者証拠金の額</p> <p>(3) 決済が結了していない取引の内訳等</p> <p>イ 取引の種類</p> <p>ロ 上場商品構成品若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>ハ 限月 <u>(限日現金決済先物取引及びオプション取引を除く。)</u></p> <p>ニ 売付け又は買付けの区別</p> <p>ホ 取引の成立した年月日</p> <p>ヘ 売買枚数</p> <p>ト 約定値段等</p> <p>チ 値洗損益金通算額</p> <p>(4) 受入証拠金の総額</p> <p>(5) 預り証拠金余剰額</p> <p>(6) 計算上の利益額の払出し等を行う場合にあってはその可能額</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(取引の処分通知)</p> <p>第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、次条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、<u>第45条第4項、第46条第4項、第47条の2又は第83条第3号</u>の規定による処分について準用</p>

新条文	旧条文
<p>いて準用する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>する。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合</p> <p>(2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、<u>解け合い等の</u>臨機の措置が講ぜられた場合</p> <p>(3) <u>クリアリング機構の業務方法書に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、決済不履行の場合における措置が行われた場合又は破綻参加者の不履行約定による建玉の期限前終了の対象建玉の割当てが行われた場合</u></p> <p>(4) <u>クリアリング機構の業務方法書に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、受渡しの当事者たる受託取引参加者が受渡しを履</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合</p> <p>(2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、<u>違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、受渡しの当事者たる受託取引参加者が受渡しを履行せず、本所が</u></p>

新条文	旧条文
<p>行せず、クリアリング機構の業務方法書に定める措置が講ぜられた場合</p>	<p>転売又は買戻したものとみなして処理した場合</p>
<p>(5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</p>	<p>(4) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</p>
<p>(6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合</p>	<p>(5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合</p>
<p>(7) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合</p>	<p>(6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文及び権利行使の申告のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合</p>
<p>(8) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合</p>	<p>(7) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合</p>
<p>(ポジション保有状況の改善指示を受けた受託取引参加者が行う措置等)</p>	
<p>第24条の2 受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及びその指定清算参加者。以下本条において同じ。）は、改善指示（クリアリング機構の業務方法書第31条に規定するポジション保有状況の改善指示をいう。以下同じ。）を受けた場合には、当該改善指示の事由と密接な関係を有している取引を委託した委託者に対して、反対売買による建玉の決済又は他の受託取引参加者への建玉の移管を行うことを要請することができる。ただし、当該要請は、当該委託者の取引証拠金についてクリアリング機構の業務方法書第30条第2項に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該委託者が正当な理由なくこれに従わないとによって当該受託取引参加者が改善指示を受けたときに限り行うことができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項の場合、受託取引参加者は、合理的に必要と認められる範囲内において</p>	

新条文	旧条文
<p>て、当該委託者の建玉を決済するために、当該委託者の計算において、反対売買を行うことができる。ただし、これらの反対売買は、当該受託取引参加者が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなおこれに適合できないときであって、かつ、当該委託者に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、当該委託者がこれらを正当な理由なく行わなかったときに限り行うことができるものとする。</p>	
<p>3 前2項の規定は、非清算参加者の指定清算参加者が改善指示を受けた場合であって、当該指定清算参加者が当該非清算参加者の建玉の決済又は他の受託取引参加者への建玉の移管の指示を当該非清算参加者に対して行ったときについて準用する。</p>	
<p>(市場等の廃止又は休止における措置等)</p>	
<p>第24条の3 受託取引参加者は、委託を受けた取引について本所が上場商品の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、最終約定値段によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p>	<p>第24条の2 受託取引参加者は、委託を受けた取引について本所が上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、最終約定値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p>
<p>(委託者が虚偽の通知を行った場合等の措置)</p>	
<p>第24条の4 (現行どおり)</p>	<p>第24条の3 (略)</p>

新条文	旧条文
2 (現行どおり)	2 (略)
(一任売買等の禁止)	(一任売買等の禁止)
第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。	第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 第6条第1項各号に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為（省令第102条第1項各号に掲げる行為を除く。）。	(1) 第6条第1項各号に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為（省令第102条第1項各号に掲げる行為を除く。）。
(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、第24条、第24条の2、 <u>第24条の3</u> 、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、 <u>第49条第4項</u> 、 <u>第50条第4項</u> 、 <u>第53条</u> 又は <u>第63条第3号</u> の規定により処分する場合を除く。）	(2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、第24条、第24条の2、前条、次条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2、 <u>第45条第4項</u> 、 <u>第46条第4項</u> 又は <u>第47条の2</u> の規定により処分する場合を除く。）
(3) 第6条第1項各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（第5条第1項第4号及び第6号による代理人を除く。）から委託を受ける行為。	(3) 第6条第1項各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（第5条第1項第4号及び第6号による代理人を除く。）から委託を受ける行為。
2 (現行どおり)	2 (略)
(建玉の移管)	(未決済建玉の移管又は引継ぎ)
第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であって、 <u>クリアリング機構の業務方法書</u> に基づき、当該受託取引参加者の委託に係る建玉を他の受託取引参加者へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。	第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であって、 <u>本所の業務規程</u> に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「 <u>移管元受託取引参加者</u> 」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「 <u>移管先受託取引参加者</u> 」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。
(1) 移管元の受託取引参加者と移管先の受託取引参加者との間で、すべて	(1) 移管元受託取引参加者と移管先受託取引参加者との間で、すべての

新条文	旧条文
<p>ての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について<u>移管元の受託取引参加者の委託者から同意を得ている場合</u></p>	<p>委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について<u>移管元受託取引参加者の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合</u></p>
<p>(2) 移管元の受託取引参加者、当該移管元の受託取引参加者の委託者及び移管先受託取引参加者との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結している場合</p>	<p>(2) 移管元受託取引参加者、当該移管元受託取引参加者の委託者及び移管先受託取引参加者との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託取引参加者から届け出されている場合</p>
<p><u>2 委託者は、建玉の移管を行おうとする場合は、あらかじめ移管元の受託取引参加者及び移管先の受託取引参加者から当該建玉の移管について承諾を受けなければならない。この場合において、委託者は、移管元の受託取引参加者に対し、移管を行おうとする建玉の数量その他の必要な事項及び移管先の受託取引参加者の名称について移管元の受託取引参加者が指定する時限までに申告するとともに、移管先の受託取引参加者に対し、移管を行おうとする建玉の数量その他の必要な事項及び移管元の受託取引参加者の名称を移管先の受託取引参加者が指定する時限までに申告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 前2項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先の受託取引参加者へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先の受託取引参加者に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>2 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先受託取引参加者へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>4 第1項及び第2項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先の受託取引参加者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。</u></p>	<p><u>3 第1項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。</u></p>
<p><u>5 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当した場合は、クリアリ</u></p>	<p><u>4 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当し、かつ、あらかじめ</u></p>

新条文	旧条文
<p>シング機構の業務方法書に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ<u>移管する</u>ことができる。</p>	<p>本所の承認を受けた場合は、本所の業務規程に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ<u>引継ぐ</u>ことができる。</p>
<p>(1) 受託取引参加者が他の受託取引参加者の取次者となるとき 当該受託取引参加者が取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合</p>	<p>(1) 受託取引参加者が他の受託取引参加者の取次者となるとき 当該受託取引参加者が取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合<u>であって、かつ、委託に係る建玉を取次ぎに係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該受託取引参加者及び取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている</u>場合</p>
<p>(2) 他の受託取引参加者の取次者が受託取引参加者となるとき 当該取次者が受託取引参加者となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合</p>	<p>(2) 他の受託取引参加者の取次者が受託取引参加者となるとき 当該取次者が受託取引参加者となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合<u>であって、かつ、取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該取次者及び当該取次者の取次ぎ先受託取引参加者の双方から届け出されている</u>場合</p>
<p>6 前項第1号の規定に基づき建玉の<u>移管</u>が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び<u>移管先</u>の受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の<u>移管</u>が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。</p>	<p>5 前項第1号の規定に基づき建玉の<u>引継ぎ</u>が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び<u>引継ぎ先</u>受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の<u>引継ぎ</u>が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として<u>清算機構</u>に預託したものとしてみなす。</p>

新条文	旧条文
<p>7 本条の規定により建玉の移管が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は<u>クリアリング機構</u>の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先の受託取引参加者、本所又は<u>クリアリング機構</u>に対して異議を申し立てることができない。</p>	<p>6 本条の規定により建玉の移管又は<u>引継ぎ</u>が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は<u>清算機構</u>の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者、<u>当該引継ぎ先受託取引参加者</u>、本所又は<u>清算機構</u>に対して異議を申し立てることができない。</p>
<p>8 前各項の規定は、業務規程第<u>106</u>条第4号に定める遠隔地仲介取引参加者の海外顧客（業務規程第<u>33</u>条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）に係る建玉を移管先の受託取引参加者へ移管する場合及び移管元の受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。</p>	<p>7 前各項の規定は、業務規程第<u>87</u>条第4号に定める遠隔地仲介取引参加者の海外顧客（業務規程第<u>30</u>条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）に係る建玉を移管先受託取引参加者へ移管する場合及び移管元受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。<u>この場合において必要な手続は、その都度、本所が指示する。</u></p>
<p>(委託者の建玉の移管に係る特例)</p> <p>第27条の2 前条の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託者との間で特段の定めがある場合であって当該定めに該当した場合においては、当該委託者の建玉を次の各号に掲げる方法により処理することができる。</p> <p>(1) 当該受託取引参加者が指定する他の受託取引参加者へ当該顧客の建玉の移管を行うこと</p> <p>(2) 当該受託取引参加者が指定する他の受託取引参加者に、当該受託取引参加者と当該他の受託取引参加者との間で合意した値段にて当該委託者の建玉の移管を行い、かつ、当該他の受託取引参加者が転売又は買戻しにより移管された建玉を決済すること</p> <p>2 受託取引参加者は、前項の処理を行う場合には、あらかじめ他の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該</p>	<p>(新設)</p>

新条文	旧条文
<p><u>受託取引参加者及び指定清算参加者）の承諾を受けたうえで、本所の承認を得るものとする。</u></p>	
<h2 style="text-align: center;">第7章 雜則</h2>	
<p>(預託金銭の利息)</p>	
<p>第30条 <u>クリアリング機構</u>は、委託者等からその代理人をして預託を受け管理している取引証拠金その他の金銭及び有価証券に対して、その利息を支払わない。</p>	<p>第30条 <u>清算機構</u>は、委託者等からその代理人をして預託を受け管理している取引証拠金その他の金銭及び有価証券に対して、その利息を支払わない。</p>
<p>(充用有価証券等の使用制限)</p>	
<p>第31条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた充用有価証券等及び委託者の計算に属する充用有価証券等については、委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、<u>法第279条に基づき主務大臣の認可を受けた委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）</u>に預託し、又は金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合には、この限りでない。</p>	<p>第31条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた充用有価証券等及び委託者の計算に属する充用有価証券等については、委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合には、この限りでない。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(クリアリング機構への取引証拠金の返還請求権等)</p>	
<p>第32条 <u>クリアリング機構の業務方法書に基づき、委託をした建玉の全部又は一部について決済不履行の場合における措置が行われた場合において、委託者は、クリアリング機構が管理している取引証拠金について返</u></p>	<p>第32条 <u>本所の業務規程に基づき、委託をした建玉の全部又は一部について違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合には、委託者は、清算機構が管理している取引証拠金について返還請求権を有している場合</u></p>

新条文	旧条文
<p>還請求権を有しているときは、クリアリング機構が定めるところにより、クリアリング機構に対し返還請求権行使することができる。この場合において、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等は、換金処分（その費用は当該取引証拠金の額から差し引く）し、金銭でのみ返還が行われるものとする。なお、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等の相場の変動等により、返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがある。</p>	<p>には、清算機構が定めるところにより、清算機構に対し返還請求権行使することができる。この場合において、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨は、換金処分（その費用は当該取引証拠金の額から差し引く）し、預託された委託証拠金が充用有価証券等又は充用外貨のいずれであるかにかかわらず金銭でのみ返還が行われるものとする。なお、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨の相場の変動等により、返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがある。</p>
<p>2 前項の規定による請求によって返還された取引証拠金の額が、委託者の有する債権額に不足するとき及び受託取引参加者の弁済の額が委託者の債権額に不足するときは、委託者は、委託者保護基金が定めるところにより、委託者保護基金にその不足する額を請求することができる。ただし、委託者が委託者保護基金に請求できる債権の額は、法第 210 条第 1 号に規定する委託者資産に係るものに限る。</p>	<p>2 前項の規定による請求によって返還された取引証拠金の額が、委託者の有する債権額に不足するとき及び受託取引参加者の弁済の額が委託者の債権額に不足するときは、委託者は、法第 6 章に規定する委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）が定めるところにより、委託者保護基金にその不足する額を請求することができる。ただし、委託者が委託者保護基金に請求できる債権の額は、法第 210 条第 1 号に規定する委託者資産に係るものに限る。</p>
<p>（取引参加者である委託者に対する特例）</p>	<p>（取引参加者である委託者に対する特例）</p>
<p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p>	<p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p>
<p>2 前項の規定は、業務規程第 167 条に定める準取引参加者である委託者について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、業務規程第 143 条に定める準取引参加者である委託者について準用する。</p>
<p>（取次者の遵守事項等）</p>	<p>（取次者の遵守事項等）</p>
<p>第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定</p>	<p>第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定</p>

新条文	旧条文
(第1条第2項（本文）、第5条第4項、第16条第3項、第4項及び第6項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第 <u>42</u> 条、第 <u>43</u> 条、第 <u>44</u> 条第4項並びに第 <u>49</u> 条第2項第1号ただし書き、第2号、第3号及び第3項第2号を除く。）を準用するものとする。	(第1条第2項（本文）、第5条第4項、第16条第3項、第4項及び第6項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第 <u>40</u> 条の <u>3</u> 、第 <u>40</u> 条の <u>4</u> 、第 <u>40</u> 条の <u>5</u> 第4項並びに第 <u>45</u> 条第2項第1号ただし書き、第2号、第3号及び第3項第2号を除く。）を準用するものとする。
2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。	2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。
(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料（業務規程第 <u>146</u> 条に規定する帳簿、書類又はその他の資料）を提出し、かつ、その説明を行い又は本所が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件の監査を行うことに応じること。	(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料（業務規程第 <u>123</u> 条に規定する帳簿、書類又はその他の資料）を提出し、かつ、その説明を行い又は本所が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件の監査を行うことに応じること。
(2)、(3) （現行どおり）	(2)、(3) （略）
(4) 取次者は、受託取引参加者に対して取引日ごとにクリアリング機構の証拠金規則第33条に規定する各取次委託者の売建玉及び買建玉に係る情報を通知すること。	(4) 取次者は、受託取引参加者に対して取引日ごとにクリアリング機構の証拠金規則第33条に規定する各取次委託者の売建玉及び買建玉に係る情報を通知すること。 <u>（新設）</u>
(5) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。	(5) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。
3 （現行どおり）	3 （略）
4 取次者は、取次委託者が取引証拠金若しくは委託証拠金を差し入れた場合、取次証拠金を預託した場合はクリアリング機構が定める期限までの受託取引参加者が指定する期限までに、当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。	4 取次者は、取次委託者が取引証拠金若しくは委託証拠金を差し入れた場合、取次証拠金を預託した場合又はオプション取引の取引代金、当該取引代金相当額及び権利行使差金（以下この項において「オプション取引の取引代金等」という。）を差し入れた場合は、第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から第5号に掲げる金額を減じて得た額以上の額について、当該差し入れ又は預託を受けた日（以下この項において「当

新条文	旧条文
<p>5 取次者は、取次委託者が受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物（以下この項において「受渡代金等」という。）を差し入れた場合にあっては、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として、<u>クリアリング機構が定める時限までの受託取引参加者が指定する時限までに、当該受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p>6 取次者は、次の各号に該当する場合であって当該取次者（以下「<u>移管元取次者</u>」といふ。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この条において「<u>移管先受託取引参加者等</u>」といふ。）へ<u>移管すること</u>となつたときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p>	<p><u>日」という。）の受託取引参加者が指定する時限までに、当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。<u>この場合、第11条第2項に基づき受託取引参加者に差し入れ又は預託する取引証拠金の額は、当日に当該受託取引参加者に差し入れ又は預託した取引証拠金の額を減じた額とする。</u></u></p> <p>(1) <u>取次委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額</u></p> <p>(2) <u>取次委託者が委託証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額</u></p> <p>(3) <u>取次委託者が取次証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額</u></p> <p>(4) <u>取次委託者が差し入れたオプション取引の取引代金等の額</u></p> <p>(5) <u>前4号において、当該取次委託者が負担すべき額で取次者が必要と認める額</u></p> <p>5 取次者は、取次委託者が受渡しの決済のための金銭又は有価証券その他の物（以下この項において「受渡代金等」という。）を差し入れた場合にあっては、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として、<u>当該受渡代金等の差し入れを受けた日の受託取引参加者が指定する時限までに、当該受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p>6 取次者は、次の各号に該当する場合であって<u>本所が当該取次者</u>（以下「<u>移管元取次者</u>」といふ。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この条において「<u>移管先受託取引参加者等</u>」といふ。）へ<u>移管を行わせること</u>となつたときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p>

新条文	旧条文
(1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。）との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得ている場合	(1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。）との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合
(2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結している場合	(2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合
7 (現行どおり)	7 (略)
8 第6項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、 <u>クリアリング機構</u> に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次者及び取次先受託取引参加者）を代理人として <u>クリアリング機構</u> に預託したものとしてみなす。	8 第6項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、 <u>清算機構</u> に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次者及び取次先受託取引参加者）を代理人として <u>清算機構</u> に預託したものとしてみなす。
9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は <u>クリアリング機構</u> の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は <u>クリアリング機構</u> に対して異議を申し立てることができない。	9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は <u>清算機構</u> の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は <u>清算機構</u> に対して異議を申し立てることができない。
(取次委託者に対する取引証拠金の返戻の特例)	
第37条の3 前条の規定により、受託取引参加者が取次者の取引を処分し	第37条の3 前条の規定により、受託取引参加者が取次者の取引を処分し

新条文	旧条文
<p>た場合には、当該取次者に係る<u>すべて</u>の取次委託者の取引証拠金及び取次証拠金については、受託取引参加者が取次委託者に対し直接返戻するものとする。この場合において、受託取引参加者は、委託者保護基金とあらかじめ合意があるときは、その業務を委託者保護基金に委任することができるものとする。</p>	<p>た場合には、当該取次者に係る<u>全て</u>の取次委託者の取引証拠金及び取次証拠金については、受託取引参加者が取次委託者に対し直接返戻するものとする。この場合において、受託取引参加者は、委託者保護基金とあらかじめ合意があるときは、その業務を委託者保護基金に委任することができるものとする。</p>
<h2>第8章 ギブアップの特例</h2>	
<h3>(ギブアップ)</h3>	
<p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は取引参加者（受託取引参加者、業務規程第106条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元取引参加者」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の取引参加者（以下この章において「付替先取引参加者」という。）に付替えることをいう。</p>	<p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は取引参加者（受託取引参加者、業務規程第87条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元取引参加者」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の取引参加者（以下この章において「付替先取引参加者」という。）に付替えることをいう。</p>
<h3>(ギブアップの要件等)</h3>	
<p>第41条 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、本所が別に定める要件を満たした場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「ティクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p>	<p>第40条の2 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、本所が別に定める要件を満たし、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「ティクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとす</p>

新条文	旧条文
2～4 (現行どおり)	る。 2～4 (略)
(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)	(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)
第42条 前条の規定にかかわらず、付替元取引参加者が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元取引参加者が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先取引参加者の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、付替先受託取引参加者又は付替先取引参加者のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。	第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元取引参加者が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元取引参加者が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先取引参加者の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、 <u>あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先取引参加者のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</u>
2～5 (現行どおり)	2～5 (略)
(ギブアップに係る契約の締結)	(ギブアップに係る契約の締結)
第43条 (現行どおり)	第40条の4 (略)
2～3 (現行どおり)	2～3 (略)
(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)	(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)
第44条 委託者が、 <u>第41条</u> の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。 (1) 当該取引がギブアップに係る取引である旨 (2) 付替先受託取引参加者の名	第40条の5 委託者が、 <u>第40条の2</u> の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。 (1) 当該取引がギブアップに係る取引である旨 (2) 付替先受託取引参加者の名

新条文	旧条文
2、3 (現行どおり)	2、3 (略)
4 前3項の規定は、 <u>第42条</u> に基づく付替先取引参加者の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先取引参加者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。	4 前3項の規定は、 <u>第40条の3</u> に基づく付替先取引参加者の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先取引参加者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。
(ギブアップの取消し)	(ギブアップの取消し)
第45条 (現行どおり)	第40条の6 (略)
2 (現行どおり)	2 (略)
3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、 <u>第42条</u> に規定する取引参加者の自己の計算によるギブアップについて準用する。	3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、 <u>第40条の3</u> に規定する取引参加者の自己の計算によるギブアップについて準用する。
(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)	(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)
第46条 (現行どおり)	第40条の7 (略)
2 (現行どおり)	2 (略)
第9章 商品市場の特例	第9章 商品市場の特例
<u>(削る)</u>	<u>第1節 ゴム市場の特例</u>
<u>(削る)</u>	(RSSの取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)
	第40条の8 委託者は、RSSの取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託

新条文	旧条文
	<p><u>するものとする。ただし、売方の委託者にあっては、受渡日から、買方の委託者にあっては、受渡代金及び諸勘定相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(TSRの受渡しによる決済の特例)</p> <p>第40条の9 TSRの取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当月限納会日（申告受渡にあっては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。</p> <p>3 前項の取引受渡証拠金を差し入れ又は預託した後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>4 委託者は、売方であるときは受渡日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは船積日の前営業日の午後4時までに受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p>5 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡書類を交付しなければならない。</p> <p>6 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託</p>

新条文	旧条文
	<p><u>者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取引の種類</u></p> <p>(2) <u>上場商品構成品の銘柄</u></p> <p>(3) <u>限月</u></p> <p>(4) <u>売付け又は買付け年月日</u></p> <p>(5) <u>売買枚数</u></p> <p>(6) <u>船舶名</u></p> <p>(7) <u>船積日</u></p> <p>(8) <u>受渡場所</u></p> <p>(9) <u>成立した取引の約定値段</u></p> <p>(10) <u>受渡代金</u></p> <p>(11) <u>受渡値段</u></p> <p>(12) <u>諸勘定</u></p> <p>(13) <u>新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</u></p> <p>(14) <u>差引受払金</u></p> <p>7 <u>法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p>8 <u>第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 6 項の書面による通知について準用する。</u></p> <p>9 <u>前各項に規定する場合のほか、必要な事項については本所の業務規程によるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第 2 節 貴金属市場の特例</u></p>

(削る)

新条文	旧条文
<p>(削る)</p>	<p>(受渡しによる決済の特例)</p> <p>第41条 委託者は、売建玉について受渡しにより決済を行おうとする場合は、当月限納会日から起算して7営業日前に当たる日まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、受託取引参加者が定める日時まで）に、受渡しに提供する貴金属地金を、本所が指定する鑑定業者（以下「指定鑑定業者」という。）に鑑定のために引き渡さねばならない。この場合において、委託者が倉荷証券の発行を希望しない場合は、その旨を意思表示しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、指定鑑定業者から、受渡しに提供する貴金属地金が受渡供用品に該当する旨の連絡を受けた場合には、委託者は、遅滞なく、指定鑑定業者から、本所が指定する倉庫業者の発行する倉荷証券（倉荷証券の発行を希望しない旨の意思表示をした場合には貨物引受証）の交付を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、本所が指定した者については適用しない。</p> <p>4 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第41条の2 委託者は、取引を申告受渡により決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあっては、受渡日から、買方の委託者にあっては、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>

新条文	旧条文
(削る)	<p>(反対売買による決済の特例)</p> <p>第41条の3 本所は、受託取引参加者が委託を受けた金又は白金の限月現金決済先物取引（業務規程に定める「限月現金決済先物取引」をいう。）で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われないときは、当月限最終決済日において、本所が定めた価格により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。</p>
第1節 エネルギー市場の特例	第3節 エネルギー市場の特例
<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第47条 委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、クリアリング機構の定める取引受渡証拠金を当月限納会日（申告受渡及び現金決済先物取引に係る希望受渡しにあっては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間はクリアリング機構の定める日までとする。ただし、買方の委託者であって当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後4時まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、第16条第1項の規定により受託取引参加者が定める日時まで）に受託取引参加者に差し入れた場合は除く。</p> <p>(削る)</p>	<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第42条 委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当月限納会日（申告受渡及び限月現金決済先物取引に係る希望受渡しにあっては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。ただし、買方の委託者であって当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後4時まで（第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、第16条第1項の規定により受託取引参加者が定める日時まで）に受託取引参加者に差し入れた場合は除く。</p> <p>第43条 削除</p>

新条文	旧条文
<p>(反対売買による決済の特例)</p>	<p>(反対売買による決済の特例)</p>
<p>第48条 クリアリング機構は、受託取引参加者が委託を受けた現金決済先物取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われないときは、当月限最終決済日において、クリアリング機構の業務方法書に定めるところにより、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。</p>	<p>第44条 本所は、受託取引参加者が委託を受けた限月現金決済先物取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われないときは、当月限最終決済日において、<u>本所が定めた所定の方法により算出された価格</u>により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。</p>
<p>(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)</p>	<p>(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)</p>
<p>第49条 (現行どおり) 2～7 (現行どおり) 8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、<u>本所の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書</u>を準用する。</p>	<p>第45条 (略) 2～7 (略) 8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、<u>本所の業務規程</u>を準用する。</p>
<p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p>	<p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p>
<p>第50条 (現行どおり) 2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が<u>業務規程第74条</u>に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者（取引参加者である委託者を除く。）であって、売方については第1号に掲げる者（業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。）、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。 (1)～(4) (現行どおり) 3～10 (現行どおり)</p>	<p>第46条 (略) 2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が<u>業務規程第60条</u>に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者（取引参加者である委託者を除く。）であって、売方については第1号に掲げる者（業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。）、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。 (1)～(4) (略) 3～10 (略)</p>

新条文	旧条文
(現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)	(限月現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)
第51条 委託者は、現金決済先物取引における希望受渡しの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。	第46条の2 委託者は、限月現金決済先物取引における希望受渡しの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。
2 現金決済先物取引における希望受渡しの成立については、 <u>クリアリング機構</u> が承認したものに限るものとする。	2 限月現金決済先物取引における希望受渡しの成立については、 <u>本所</u> が承認したものに限るものとする。
3 前各項に規定する場合のほか、現金決済先物取引における希望受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程 <u>及びクリアリング機構の業務方法書</u> を準用する。	3 前各項に規定する場合のほか、 <u>限月現金決済先物取引</u> における希望受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。
(受渡しによる決済通知)	(受渡しによる決済通知)
第52条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第21条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。	第47条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第21条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。
(1)～(7) (現行どおり)	(1)～(7) (略)
(8) 成立した取引の約定値段	(8) 成立した取引の約定値段等
(9)～(14) (現行どおり)	(9)～(14) (略)
2、3 (現行どおり)	2、3 (略)
(電力の取引の制限等)	(電力の取引の制限等)
第53条 (現行どおり)	第47条の2 (略)
2～4 (現行どおり)	2～4 (略)

新条文	旧条文
<h2>第2節 中京石油市場の特例</h2>	<h2>第4節 中京石油市場の特例</h2>
<p>(中京石油市場の特例)</p> <p>第54条 第47条、第49条及び第52条の規定は、中京石油市場について準用する。この場合において、第52条第1項第10号中「ガソリンにあってはガソリン税、軽油にあって軽油引取税」とあるのは「ガソリンにあってはガソリン税」と読み替えるものとする。</p>	<p>(中京石油市場の特例)</p> <p>第47条の3 第42条、第45条及び第47条の規定は、中京石油市場について準用する。この場合において、第47条第1項第10号中「ガソリンにあってはガソリン税、軽油にあって軽油引取税」とあるのは「ガソリンにあってはガソリン税」と読み替えるものとする。</p>
<h2>第3節 アルミニウム市場の特例</h2>	<h2>第5節 アルミニウム市場の特例</h2>
<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第55条 委託者は、取引を申告受渡により決済しようとするときは、<u>クリアリング機構</u>の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあっては、倉荷証券を受託取引参加者に差し入れた日から、買方の委託者にあっては、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>	<p>(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)</p> <p>第48条 委託者は、取引を申告受渡により決済しようとするときは、<u>本所</u>の定める取引受渡証拠金を当該決定日に差し入れ又は預託するものとする。ただし、売方の委託者にあっては、倉荷証券を受託取引参加者に差し入れた日から、買方の委託者にあっては、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れた日から当該受渡証拠金の預託を要しない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第6節 農産物・砂糖市場の特例</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(一般大豆の受渡しによる決済の特例)</u></p> <p>第49条 一般大豆の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を当月限納会日（早受渡し及</p>

新条文	旧条文
	<u>び申告受渡にあっては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。</u>
	<u>3 前項の取引受渡証拠金を差し入れ又は預託した後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。</u>
	<u>4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れ又は預託された取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。</u>
	<u>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</u>
	<u>6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。</u>
	<u>7 第5項の規定にかかわらず、委託者は、申告受渡及び受渡条件調整による受渡しを行う場合、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、遅滞なく、その旨を受託取引参加者に通知しなければならない。</u>
	<u>8 前各項に規定する場合のほか、一般大豆の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程によるものとする。</u>

新条文	旧条文
<p>(削る)</p>	<p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第49条の2 とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当月限納会日（早受渡しにあっては、当該決定日）に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。</p> <p>3 前項の取引受渡証拠金を差し入れ又は預託した後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れ又は預託された取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。</p> <p>5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p>6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡書類を交付しなければならない。</p> <p>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しによ</p>

新条文	旧条文
	<p>り決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 取引の種類</p> <p>(2) 上場商品構成品の銘柄（粗糖にあっては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3) 限月</p> <p>(4) 売付け又は買付け年月日</p> <p>(5) 売買枚数</p> <p>(6) 積来本船名</p> <p>(7) 出港年月日（粗糖にあっては入港年月日）</p> <p>(8) 荷受渡港及び埠頭名</p> <p>(9) 成立した取引の約定値段</p> <p>(10) 格付差金</p> <p>(11) 受渡代金</p> <p>(12) 受渡値段</p> <p>(13) 諸勘定</p> <p>(14) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</p> <p>(15) 差引受払金</p> <p>8 法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。</p> <p>9 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 7 項の書面による通知について準用する。</p> <p>10 前各項に規定する場合のほか、とうもろこし又は粗糖の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程によるものとする。</p>

新条文	旧条文
第10章 ADPの特例	第9章の2 ADPの特例
<p>(ADPの委託)</p> <p>第56条 委託者は、本所の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。</p> <p>2 ADPの成立については、本所が承認したものに限るものとする。</p> <p>3 前各項に規定する場合のほか、ADPに関する必要な事項については、本所の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>(ADPの委託)</p> <p>第49条の3 委託者は、本所の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。</p> <p>2 ADPの成立については、本所が承認したものに限るものとする。</p> <p>3 前各項に規定する場合のほか、ADPに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>
	<p style="text-align: center;">第9章の3 限日現金決済先物取引の特例</p> <p>(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)</p> <p>第49条の4 第6条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 取引の種類 (2) 上場商品構成品の種類 (3) 売付け又は買付けの区別 (4) 新規又は仕切りの区別 (5) 枚数 (6) 注文の種類の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。）

新条文	旧条文
	<p>(7) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び値段又は約定数値を指定する注文の場合はその値段又は約定数値</p> <p>(8) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことによく同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。</p>
(削る)	<p>（限日現金決済先物取引の転売又は買戻しが行われない場合の取扱い）</p> <p>第49条の5 委託を受けた限日現金決済先物取引について、その建玉が存する日（清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。以下この条において同じ。）において転売又は買戻しが行われないときは、当該建玉が存する日を限日とする建玉は当該建玉が存する日の日中立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日については翌日（清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。）とする。）を有する建玉があらたに発生するものとする。</p> <p>（限日現金決済先物取引の一任売買等の禁止）</p> <p>第49条の6 限日現金決済先物取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条第1項各号」とあるのは「第49条の4第1項各号」と読み替えるものとする。</p>

新条文	旧条文
(削る)	<p>(限日現金決済先物取引の特定同意等による一任取引の特例)</p> <p>第49条の7 第6条の3の規定は、限日現金決済先物取引について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（値段又は約定数値に限る。）については」とあるのは「第49条の4第1項各号に掲げる事項（第7号にあっては、値段又は約定数値を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第7号に掲げる事項（値段又は約定数値に限る。）については」と、同条第2項中「第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値に限る。）の一方について同意（第8号については、特定同意を含む。）を得た上で」とあるのは「第49条の4第1項第1号から第4号まで、第6号から第8号に掲げる事項（第7号にあっては、値段又は約定数値を除く。）並びに第5号又は第7号に掲げる事項（第7号にあっては、値段又は約定数値に限る。）の一方について同意（第7号については、特定同意を含む。）を得た上で」と読み替えるものとする。</p>
(削る)	<p>(限日現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第49条の8 委託者は、限日現金決済先物取引を受渡しにより決済する場合においては、売方であるときは、本所の業務規程に定める売付けに関する必要な手続を行うこととし、買方であるときは、買付けに係る総取引額を受託取引参加者に差し入れることとする。この場合において、受渡しが成立したときは、買方である委託者は、受渡しが成立した翌営業日の正午までの受託取引参加者が指定する日時までに当該買付けの受渡代金に</p>

新条文	旧条文
	<p><u>係る消費税相当額を当該受託取引参加者に差し入れるものとする。</u></p> <p><u>2 受託取引参加者は、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、</u> <u>遅滞なく、売方である委託者に対しては売付代金及び消費税相当額を、買</u> <u>方である委託者に対しては金にあっては倉荷証券又は金地金、白金にあつ</u> <u>ては倉荷証券を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前二項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、</u> <u>本所の業務規程に定めるところによるものとする。</u></p>
(削る)	第10章 オプション取引の特例
(削る)	第1節 オプション取引の受託
(削る)	<p>(オプション取引)</p> <p>第50条 この章は、オプション取引の受託について特例を規定する。</p> <p><u>2 この章に定めのないものについては、第1章から第8章までに定める</u> <u>ところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第51条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。</p> <p>(1) 「オプション最終清算価格」とは、同一商品の限月を同一とする現物 先物取引の当月限納会日の日中立会開始後の最初の約定価格若しくは 当社が指定する価格をいう。</p> <p>(2) 「権利行使」とは、第7号に規定するプットオプション又は第8号に 規定するコールオプションを行使することをいう。</p>

新条文	旧条文
	<p>(3) 「権利行使価格」とは、権利行使を行う場合の価格として本所が別にあらかじめ設定した価格をいう。</p> <p>(4) 「権利行使単位の倍率」とは、権利行使単位を呼値で除した数値をいう。</p> <p>(5) 「オプション取引の取引代金」とは、約定値段に権利行使単位の倍率と取引数量を乗じて得た価額をいう。</p> <p>(6) 「権利行使差金」とは、オプション最終清算価格と権利行使価格の差額に権利行使単位の倍率を乗じて得た価額をいう。</p> <p>(7) 「プットオプション」とは、オプション最終清算価格が権利行使価格を下回った場合に、その差額に権利行使単位の倍率を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプションをいう。</p> <p>(8) 「コールオプション」とは、オプション最終清算価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に権利行使単位の倍率を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプションをいう。</p> <p>(9) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の上場商品構成品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。</p> <p>(10) 「取引最終日」とは、限月を同一とする現物先物取引の限月の当月限納会日の前営業日をいう。</p> <p>(11) 「権利行使日」とは、取引最終日の翌営業日をいう。</p> <p>(12) 「権利行使の割当て」とは、本所がオプション銘柄の売建玉を有する取引参加者に対し、本所の業務規程に定める方法により権利行使の対象となる売建玉の割当てを行うことをいう。</p>

新条文	旧条文
(削る)	<p>(13) 「オプションの売付け」とは、オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>(14) 「オプションの買付け」とは、オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>2 オプション取引については、第2条各号の規定を準用する。</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第52条 第6条の規定にかかわらず、委託者は、オプション取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 取引の種類 (2) オプション銘柄 (3) 売付け又は買付けの区別 (4) 新規又は仕切りの区別 (5) 枚数 (6) 注文の種類の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。） (7) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び値段を指定する注文の場合はその値段 (8) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項 <p>2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。</p> <p>3 第1項の指示に基づくオプション取引の転売又は買戻しに対当する既</p>

新条文	旧条文
	<u>存のオプション取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存のオプション取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。</u>
(削る)	第2節 削除
(削る)	第53条 削除
(削る)	第54条 削除
(削る)	第55条 削除
(削る)	第3節 オプション取引の決済等
(削る)	<p>(取引代金等の決済)</p> <p>第56条 委託者は、オプション取引の新規の買付け若しくは買戻しを行ったとき又は権利行使の割当てを受けたときは、取引が成立した日（清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。）又は権利行使日の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までにオプション取引の取引代金又は権利行使差金を受託取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者は、委託者がオプション取引の新規の買付け又は買戻しの委託を行おうとするときに、委託者からあらかじめ受託取引参加者が定めるオプション取引の取引代金相当額の差し入れを受けることができる。</p> <p>3 受託取引参加者は、委託者が前2項の規定により受託取引参加者に差</p>

新条文	旧条文
	<p><u>し入れるべきオプション取引の取引代金又は権利行使差金については、委託者が差し入れをすべき日において次の各号に定める金銭をもって充てることができる。</u></p> <p>(1) <u>預り証拠金余剰額のうちの金銭。この場合において、預り証拠金余剰額は現金授受予定額から「当該オプション取引における未決済の取引代金」を除いた上で第2条第15号の規定に基づき算出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第11条の3第1項に規定する計算上の利益額がある場合は当該計算上の利益額に相当する金銭</u></p> <p>4 <u>前3項の規定は、第14条第1項、第24条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</u></p>
(削る)	<p><u>第57条 削除</u></p> <p><u>(権利行使による決済)</u></p> <p><u>第58条 オプションの買付けに係る委託者は、取引最終日の立会終了時における当月限のオプション銘柄の権利行使について権利行使を行う場合、権利行使日の午後5時までの受託取引参加者が指定する日時までにオプション取引における権利行使をする指示を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>オプションの買付けに係る委託者は、権利行使日において、次の各号に定める場合には、前項の指示を行うことができないものとする。</u></p> <p>(1) <u>プットオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格以下である場合</u></p> <p>(2) <u>コールオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>価格以上である場合</u></p> <p>3 権利行使日において、次の各号に定める場合には、第1項に規定する時限までに、委託者から同項の指示がないときであっても、当該権利行使をする旨の指示があったものとみなす。ただし、当該銘柄について、オプションの買付けに係る委託者が権利行使日の午後5時までの受託取引参加者が指定する日時までに権利行使をしない旨の指示を行った場合には、この限りでない。</p> <p>(1) プットオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格を上回っている場合</p> <p>(2) コールオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格を下回っている場合</p> <p>4 オプションの買付けに係る委託者は、第1項及び第3項ただし書きの指示を行うに当たっては、次に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>(1) オプション銘柄</p> <p>(2) 枚数</p> <p>(3) 権利行使の可否</p> <p>5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、権利行使による決済について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに受託取引参加者が同意している場合には、当該委託者は、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。</p> <p><u>(権利行使の割当て)</u></p> <p>第59条 本所から権利行使の割当てを受けた受託取引参加者は、当該オプション銘柄の売建玉につき、本所から通知を受けた割当てに係る数量を</p>

(削る)

新条文	旧条文
(削る)	<p><u>成立の古い順序に従って割り当てるものとする。</u></p> <p><u>2 委託者は、前項の規定に基づく権利行使の割当てに異議を申し立てる ことができない。</u></p>
(削る)	<p><u>第 60 条 削除</u></p> <p><u>(オプション取引の建玉の消滅)</u></p> <p><u>第61条 権利行使日において、権利行使の対象とならなかったオプション 取引の建玉は消滅するものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(委託手数料)</u></p> <p><u>第 62 条 委託者は、オプション取引が成立した場合（第 14 条第 1 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取 引の権利行使若しくは権利行使の割当て及び受託取引参加者が定める場 合においては、受託取引参加者が定めるところにより、委託手数料を受 託取引参加者に支払うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>第 63 条 削除</u></p> <p><u>第 4 節 オプション取引の委託者に対する通知等</u></p>
(削る)	<p><u>第 64 条 削除</u></p> <p><u>(権利行使による決済の通知)</u></p>

新条文	旧条文
(削る)	<p>第 65 条 受託取引参加者は、第 58 条第 1 項の規定により権利行使が行われたとき（同条第 3 項の規定に基づき権利行使をする旨の指示があつたものとみなされるときを含む。）は、法第 220 条第 1 項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第 109 条に規定する事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>取引の種類</u> (2) <u>オプション銘柄</u> (3) <u>権利行使を行ったオプションの買付けに係る取引</u> (4) <u>枚数</u> (5) <u>権利行使の行われた日</u> (6) <u>権利行使差金</u> (7) <u>委託手数料及び仮委託手数料</u> (8) <u>預り証拠金の残高</u> <p>2 第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定は、本条に定める通知において準用する。</p> <p>(権利行使の割当てによる決済の通知)</p> <p>第 66 条 受託取引参加者は、第 59 条第 1 項の規定により権利行使の割当が行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第 109 条に規定する事項を当該割り当てられたオプション取引の売方である委託者に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>取引の種類</u> (2) <u>オプション銘柄</u> (3) <u>権利行使の割当てを行ったオプションの売建玉</u>
(削る)	

新条文	旧条文
	<p>(4) 枚数</p> <p>(5) 権利行使の割当てが行われた日</p> <p>(6) 権利行使差金</p> <p>(7) 委託手数料及び仮委託手数料</p> <p>(8) 預り証拠金の残高</p> <p>2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。ただし、この場合において、第59条第1項の規定に基づき権利行使の割当てが行われたことに対しては異議を申し立てることができない。</p>
(削る)	第67条 削除
(削る)	第68条 削除
(削る)	<p>(オプション取引の一任売買等の禁止)</p> <p>第69条 オプション取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条第1項各号」とあるのは「第52条第1項各号」と読み替えるものとする。</p>
(削る)	第70条 削除
(削る)	第71条 削除
第11章 EFP取引及びEFS取引の特例	第11章 EFP取引及びEFS取引の特例

新条文	旧条文
(EFP取引及びEFS取引による取引の委託) 第57条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり)	(EFP取引及びEFS取引による取引の委託) 第72条 (略) 2～4 (略)
第12章 EFF取引の特例	第11章の2 EFF取引の特例
(EFF取引による取引の委託) 第58条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり)	(EFF取引による取引の委託) 第72条の2 (略) 2～4 (略)
第13章 立会外取引の特例	第12章 立会外取引の特例
(立会外取引による取引の委託) 第59条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり)	(立会外取引による取引の委託) 第73条 (略) 2～4 (略)
(削る)	第13章 直接接続方式による取引の特例
(削る)	(直接接続方式による取引の要件) 第74条 委託者は、本所の業務規程に定める直接接続方式による取引を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項について、直接接続方式の提

新条文	旧条文
	<p><u>供を受ける受託取引参加者との間で契約を締結しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>委託者の取引端末装置により売買注文の入力を行う行為及び当該取引に付随する行為等について、受託取引参加者から委任されることに関する事項</u></p> <p>(2) <u>委託者の取引端末装置の管理及び運用に関する事項</u></p> <p>(委託者の遵守事項等)</p> <p>第 75 条 <u>委託者は、直接接続方式による取引に供される当該委託者の取引端末装置を第三者に使用させてはならない。</u></p> <p>2 <u>委託者は、直接接続方式により取引を行うにあたっては、本所が直接接続細則において定める体制等を整備しなければならない。</u></p> <p>3 <u>委託者は、本所又は受託取引参加者から、直接接続方式に供される取引端末装置、前項の体制等及び直接接続方式による取引について説明及び資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、直接接続方式による取引に関する必要な事項については、本所の業務規程及びその他細則等並びに前条に基づく契約を準用する。</u></p> <p>5 <u>委託者は、前各項の規定に基づく措置等について、異議を申し立てることができない。</u></p>
<p>第 14 章 売買約定の取消しの特例</p> <p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 60 条 <u>本所が業務規程第 97 条及び第 98 条に基づき売買約定を取消した</u></p>	<p>第 14 章 売買約定の取消しの特例</p> <p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 76 条 <u>本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消</u></p>

新条文	旧条文
<p>ときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p>	<p>したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p>
<p>2 委託者は、本所が業務規程第<u>97</u>条及び第<u>98</u>条に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p>	<p>2 委託者は、本所が業務規程第<u>80</u>条及び第<u>80</u>条の<u>2</u>に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p>
<p>3 委託者は、本所が業務規程第<u>97</u>条及び第<u>98</u>条に基づき売買約定を取消したこと又は取消さないことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p>	<p>3 委託者は、本所が業務規程第<u>80</u>条及び第<u>80</u>条の<u>2</u>に基づき売買約定を取消したこと又は取消さうことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>第 15 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</p>
<p><u>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</u></p> <p>第 77 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成品若しくは上場商品指数対象品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含</p>	

新条文	旧条文
	<p>む。) であって、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>（特例を講じる場合の委託者への通知等）</p> <p>第 78 条 停止商品市場の受託取引参加者（会員商品取引所にあっては「受託会員」をいう。以下この章において同じ。）は、停止商品取引所から前条の特例を講じようとする旨の通知を受けたときは、委託者に対し、その内容を速やかに通知しなければならない。</p> <p>2 開設商品市場の受託取引参加者は、開設商品取引所から前条の特例を講じようとする旨の通知を受けたときは、委託者に対し、その内容を速やかに周知しなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>（約定値段等の特例）</p> <p>第 79 条 委託に係る取引の値洗損益金通算額及び売買差損益金の計算にあたっては、停止商品市場の約定値段等を開設商品市場の約定値段等とし</p>

新条文	旧条文
(削る)	<u>て取り扱う。</u>
	(委託者の遵守事項)
	第80条 委託者は、業務規程及びこの章に基づく処理に関して、受託取引参加者、開設商品取引所又は清算機構に対し異議を申し立てることができない。ただし、受託取引参加者、開設商品取引所又は清算機構に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。
第15章 特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例	第16章 特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例
(特定の勧誘に基づく契約)	(特定の勧誘に基づく契約)
第61条 この章は、委託者が省令第102条の2第2号又は第3号に規定する勧説を受けて成立する商品取引契約について特例を規定する。	第81条 この章は、委託者が省令第102条の2第2号又は第3号に規定する勧説を受けて成立する商品取引契約について特例を規定する。
2 この章に定めのないものについては、第1章から前章に定めるところによる。	2 この章に定めのないものについては、第1章から 第15章 に定めるところによる。
(他社契約者に対する勧説に基づく契約)	(他社契約者に対する勧説に基づく契約)
第62条 (現行どおり)	第82条 (略)
(一定の要件を満たす者に対する勧説に基づく契約)	(一定の要件を満たす者に対する勧説に基づく契約)
第63条 (現行どおり)	第83条 (略)
第16章 損失限定取引の特例	第17章 損失限定取引の特例

新条文	旧条文
<p>(損失限定取引の特例)</p> <p>第64条 (現行どおり) 2～5 (現行どおり)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(損失限定取引の特例)</p> <p>第84条 (略) 2～5 (略)</p> <p>(オプション損失限定取引の特例)</p> <p>第85条 受託取引参加者は、委託者との間で、オプション損失限定取引(商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失の額が、オプションを取得する立場の当事者となることを保証するための金員であるオプション取引の取引代金の額を上回るおそれのないものをいう。)に関する契約を締結する場合は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 受託取引参加者は、委託者と前項の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) オプション損失限定取引に関する契約の内容</p> <p>イ オプション取引は期限商品であり、期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅すること。この場合、オプション取引の取引代金の全額を失うことになること。</p> <p>ロ オプション損失限定取引は、オプションを買付け、当該買付けに係るオプションは転売又は権利行使若しくは権利放棄により取引を終了すること。</p> <p>ハ オプション取引の取引代金は、約定値段に権利行使単位の倍率と取引数量を乗じて得た価額であり、取引が成立した日（清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。）の翌営業日正午までの受託取引参加者が指定する日時までに受託取引参加者に差し入れること。</p>

新条文	旧条文
	<p>(2) 当該契約に基づき発生するおそれのある損失の額はオプション取引の取引代金の額となるが、手数料は損失の額に含まれない旨</p> <p>(3) その他当該契約の内容</p>
	<p>3 受託取引参加者は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。</p>
	<p>4 委託者と第1項の契約を締結した場合は、受託取引参加者は委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金にオプション取引の取引代金を加減し、権利行使差金を加えた合計額から、委託手数料その他委託者が負担すべきものであって受託取引参加者が必要と認めた額を差し引いた額を取引証拠金として、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。</p>
	<p>5 第3条第5項及び第6項の規定は、第2項の書面交付について準用する。</p>
(削る)	<p>第18章 金現物取引の特例</p> <p>(金現物取引)</p> <p>第86条 受託取引参加者が委託者から金現物取引に関する委託を受けようとするときは、この章の定めるところによる。</p> <p>2 この章に定めがないものについては、第1章から第7章までに定めるところによる。</p> <p>(契約締結前の書面交付)</p>

新条文	旧条文
<p><u>(削る)</u></p>	<p>第87条 受託取引参加者は、委託者と金現物取引の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 金現物取引の契約の内容</p> <p>イ 委託者は、金現物取引の委託をするときは、その都度、売付数量又は買付数量その他受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者に指示すること。</p> <p>ロ 委託者は、金現物取引が成立したときは、当該取引が成立した翌営業日の正午までの受託取引参加者が指定する日時までに買付代金、買付代金に係る消費税相当額及び買付けに係る委託手数料を当該受託取引参加者に差し入れること。この場合において、差し入れる日時を買付けの委託の日時としたときは、金現物取引が成立した翌営業日の正午までの受託取引参加者が指定する日時までに当該買付代金相当額と買付代金、買付代金に係る消費税相当額及び買付けに係る委託手数料との過不足を精算すること。</p> <p>ハ 委託者は、倉荷証券による金現物取引の売付けの委託をするときは、売付けに係る倉荷証券及び売付けに係る委託手数料を受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れること。</p> <p>ニ 委託者は、指定倉庫との契約に基づく金現物取引の指定倉庫内の寄託名義変更による売付けの委託をするときは、本所の業務規程に定める売付けに関する必要な手続を行うこと。</p> <p>ホ 受託取引参加者は、委託を受けた金現物取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、売付数量又は買付数量、売付代金又は買付代金、消費税相当額及び受渡日を委託者に書面により通知すること。</p> <p>ヘ 売方である委託者に対する売付代金及び消費税相当額又は買方で</p>

新条文	旧条文
	<p><u>ある委託者に対する倉荷証券又は金地金の交付方法を示すこと。</u></p> <p><u>ト その他金現物取引に関する必要な事項については、本所の業務規程に定めるところによること。</u></p> <p><u>(2) その他当該契約の内容</u></p> <p><u>2 受託取引参加者は、前項の書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。</u></p> <p><u>3 第3条第5項及び第6項の規定は、第1項の書面の交付について準用する。</u></p>
<p>第17章 商品先物取引及び金融商品デリバティブ取引に係る証拠金等の一体管理の特例</p> <p>(特定会員による証拠金等の一体管理)</p> <p>第65条 特定会員（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「金融商品取引法改正法」という。）附則第4条に定める特定会員をいう。以下同じ。）である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。）は、本所の開設する商品市場における取引に係る口座及び株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）を設定した委託者を対象に、証拠金等の一体管理（当社が別に定める取扱いをいう。）を行うことができる。</p> <p>2 前項の取扱いについて必要な事項は、本所が別に定める。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
	<p><u>(新設)</u></p>

新条文	旧条文

附則

第1条 第18章（金現物取引の特例）、第86条（金現物取引）及び第87条（契約締結前の書面交付）の削る変更規定並びにこの附則の第6条及び第7条の規定は、令和2年4月30日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（令和2年4月30日）のいずれか遅い日に施行する。

第2条 第24条の2（建玉保有状況の改善指示を受けた受託取引参加者が行う措置等）、第27条の2（委託者の建玉の移管に係る特例）、第17章及び第65条（特定会員による証拠金等の一体管理）の新設規定、第1条（受託契約準則への準拠及び遵守）、第2条（定義）、第6条（委託の際の指示）、第6条の3（特定同意等による一任取引の特例）から第11条（取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期）まで、第11条の3（計算上の利益額の払出し等）、第13条（取引証拠金預り証の発行）、第15条（反対売買による決済）から第18条（差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済）まで、第19条（取引成立の通知）、第22条（委託者に対する定期的な残高の照合等）から第24条（臨機の場合の措置等）まで、第24条の2（市場等の廃止又は休止における措置等）から第25条（一任売買等の禁止）まで、第27条（未決済建玉の移管又は引継ぎ）、第30条（預託金銭の利息）から第32条（清算機構への取引証拠金の返還請求権等）まで、第34条（取引参加者である委託者に対する特例）、第37条（取次者の遵守事項等）、第37条の3（取次委託者に対する取引証拠金の返戻の特例）、第40条から第40条の7（遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例）まで、第3節節番、第42条（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）、第44条（反対売買による決済の特例）から第47条の2（電力の取引の制限等）まで、第4節節番、第47条の3（中京石油市場の特例）、第48条（取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）、第9章の2章番、第49条の3（ADPの委託）、第72条（EFP取引及びEFS取引による取引の委託）、第11章の2章番、第72条の2（EFF取引による取引の委託）、第12章章番、第73条（立会外取引による取引の委託）、第76条（売買約定の取消しの効果等）、第16章章番及び第81条（特定の勧誘に基づく契約）から第83条（一定の要件を満たす者に対する勧誘に基づく契約）まで、第17章章番及び第84条（損失限定取引の特例）の変更規定並びに第11条の2（削除）、第1節、第2節、第40条の8（RSSの取引証拠金の差し入れ又は預託の特例）、第40条の9（TSRの受渡しによる決済の特例）、第2節、第41条（受渡による決済の特例）から第41条の3（反対売買による決済の特例）まで、第43条（削除）、第6節、第49条（一般大豆の受渡しによる決済の特例）、第49条の2（とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例）、第9章の3、第49条の4（限日現金決済先物取引の委託の際の指示）から第49条の8（限日現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例）まで、第10章、第1節、第50条（オプション取引）から第52条（委託の際の指示）まで、第2節、第53条（削除）から第55条（削除）まで、第3節、第56条（取引代金等の決済）から第63条（削除）まで、第4節、第64条（削除）から第71条（削除）まで、第13章、第74条（直接接続方式による取引の要件）、第75条（委託者の遵守事項等）、第15章、第77条（停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例）から第80条

(委託者の遵守事項)まで及び第85条(オプション損失限定取引の特例)の削る変更規定は、令和2年7月27日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(令和2年4月30日)のいずれか遅い日(以下この附則において「施行日」という。)に施行する。

第3条 施行日前の本所の開設するゴム市場、貴金属市場及び農産物・砂糖市場における取引(RSS、TSR、金、銀、白金、パラジウム、一般大豆、小豆及びとうもろこし(以下「移管商品」という。)に係るものに限る。)に係る建玉については、施行日以降、大阪取引所の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済約定とする。

第4条 前2条の規定にかかわらず、第1条の規定の新設、変更及び削るは、大阪取引所の売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、施行日から施行することが適当でないと本所及び大阪取引所が認める場合には、施行日後の本所及び大阪取引所が定める日から施行する。

第5条 施行日又は前条に規定する本所及び大阪取引所が定める日(以下「移管日」という。)の前営業日までに受け付けた移管商品に係るすべての売買注文のうち失効していないものについては、当該移管日の前営業日の日中立会終了をもって失効する。

第6条 移管商品に係る建玉を有する委託者は、移管日前までの受託取引参加者が定める日時までに、大阪取引所が定める様式による先物・オプション取引口座設定約諾書(以下「約諾書」という。)に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、当該受託取引参加者差し入れるものとする。この場合において、英語様式による約諾書を用いるときは、当該受託取引参加者の同意を得るものとする。

第7条 委託者は、前条に規定する約諾書の差入れに代えて、受託取引参加者からその用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を提示され、当該受託取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を当該受託取引参加者に通知することができる。この場合において、当該委託者は、当該約諾書を当該受託取引参加者に差し入れたものとみなす。

第8条 移管日前日までに第6条に定める約諾書の差入れを行わない委託者については、同日までに当該約諾書を差し入れたものとみなして大阪取引所の受託契約準則令和2年7月27日改正付則第5項の定めによるものとする。この場合において、当該約諾書を大阪取引所の取引参加者に差し入れたものとみなされた委託者が本所の開設する商品市場における取引に係る口座において証拠金額に余剰がある場合には、当該余剰額を大阪取引所の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引に係る証拠金とみなすものとする。